皇室事項

行幸

天皇陛下は，九月二十六日午後零時四十分御出門，第百九十二回国会開会式に御臨場のため，国会議事堂（千代田区）へ行幸，同一時二十二分還幸になった。

官庁発表

官庁事項

公害等調整委員会公示第三号

公調委平成二十七年（フ）第一号福岡県筑紫郡那珂川町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件について次のような裁定があったので，鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第四十二条第四項の規定により公示する。

平成二十八年九月二十八日

公害等調整委員会委員長　富越　和厚

公調委平成27年（フ）第１号福岡県筑紫郡那珂川町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

裁　　定

福岡市博多区堅粕１丁目１－７

（登記簿上の本店所在地）福岡市博多区豊二丁目２番57号

申　　請　　人　有限会社ティーグリーン

同代表者代表取締役　寺本　宗二

福岡市博多区東公園７番７号

処　　分　　庁　福岡県知事　小川　　洋

同代理人弁護士　山本　紀夫

同指定代理人　藤野　久長

同　　藤吉　哲也

同　　鶴岡　哲也

主　　文

処分庁が申請人に対して平成27年10月９日付けでした岩石採取計画不認可処分（27工第1535号）を取り消す。

事実及び理由

第１　当事者の求める裁定

１　申請人

主文同旨

２　処分庁

申請人の本件裁定申請を棄却する，との裁定を求める。

第２　事案の概要

本件は，申請人が採石法（昭和25年法律第291号。以下「法」という。）33条に基づいて行った岩石採取計画認可申請に対し，処分庁が不認可処分をしたことについて，申請人が，当該不認可処分は違法であると主張して，その取消しを求めている事案である。

１　岩石採取計画の認可に関する法令の規定

岩石採取計画の認可について，法令は次のように定めている。

⑴　法

33条　採石業者は，岩石の採取を行おうとするときは，当該岩石の採取を行う場所（以下「岩石採取場」という。）ごとに採取計画を定め，当該岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事（括弧内省略）の認可を受けなければならない。

33条の２　前条の採取計画には，次に掲げる事項を定めなければならない。

一　岩石採取場の区域

二　採取をする岩石の種類及び数量並びにその採取の期間

三　岩石の採取の方法及び岩石の採取のための設備その他の施設に関する事項

四　岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか，経済産業省令で定める事項

33条の３　第33条の認可を受けようとする採石業者は，次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては，その代表者の氏名

二　登録の年月日及び登録番号

三　採取計画

２　前項の申請書には，岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面その他の経済産業省令で定める書類を添附しなければならない。

33条の４　都道府県知事は，第33条の認可の申請があつた場合において，当該申請に係る採取計画に基づいて行なう岩石の採取が他人に危害を及ぼし，公共の用に供する施設を損傷し，又は農業，林業若しくはその他の産業の利益を損じ，公共の福祉に反すると認めるときは，同条の認可をしてはならない。

⑵　採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第６号。以下「省令」という。）

８条の15　法第33条の３第１項の規定により法第33条の認可の申請をしようとする者は，様式第十五による申請書を都道府県知事（括弧内省略）に提出しなければならない。（様式第十五省略）

２　法第33条の３第２項の経済産業省令で定める書類は，次に掲げるとおりとする。（一号ないし七号，九号ないし十一号省略）

八　岩石の採取に係る行為に関し，他の行政庁の許可，認可その他の処分を受けることを必要とするときは，その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

２　前提事実（当事者間に争いのない事実，文中掲記の各証拠及び審理の全趣旨により容易に認められる事実）

⑴　申請人

申請人は，砂利採取，採石業等を目的として，平成10年11月４日に設立された有限会社であり，平成14年10月30日，処分庁から岩石採取業の登録（福岡工採第789号）を受けている者である（甲１）。

⑵　申請人による申請と処分庁による処分

ア　申請人は，平成15年１月９日頃，処分庁に対し，法33条に基づき，次のとおり，岩石採取計画の認可申請（以下「本件認可申請」という。）をした（乙４，甲１）。

(ｱ)　岩石採取場の区域　筑紫郡那珂川町大字西畑字向原247番地１外６筆

全体面積　61,638.86㎡

今回採取面積　10,574.15㎡

(ｲ)　採取する岩石及び数量　真砂土　80千トン（千トン／年）

これに対し，処分庁は岩石採取計画認可申請書審査記録に基づき，本件認可申請の審査を行い，申請人に対し，申請書の記載等に関する補正を促した（乙４）。

イ　申請人は，平成15年１月24日付けで，福岡県知事に対し，森林法（昭和26年法律第249号）10条の２第１項に基づく林地開発許可申請をした（以下「本件林地開発許可申請」という。甲２）。そのうち，本件認可申請における岩石採取場及び岩石採取場から公道までの通路部分の一部が同項の「地域森林計画の対象となっている民有林」であり，本件認可申請に係る行為は，同項の「開発行為」に当たるため，本件認可申請は省令８条の15第２項８号の「岩石の採取に係る行為に関し，他の行政庁の許可，認可その他の処分を受けることを必要とするとき」に該当した。

ウ　申請人は，処分庁から受けた本件認可申請に係る補正事項につき，補正を行った上で，平成15年３月17日付けで，処分庁に対し，本件認可申請書を提出した。処分庁はこれを受理し認可予定番号を申請人に交付した（甲１）。

エ　福岡県知事は，申請人に対し，平成27年10月９日付けで，本件林地開発許可申請につき，不許可の理由を「森林法第10条の２第１項及び森林法施行規則（以下「規則」という。）第４条第１号により県知事へ提出が義務付けられている開発行為に関する計画書について，福岡県森林法施行細則第２条の規定に基づき審査した結果，必要な書類の提出がないことから，規則第４条第１号に規定されている開発行為に関する計画書の要件を満たしていないと認められるため」として，不許可の処分をした（以下「本件林地開発不許可処分」という。甲６）。

オ　処分庁は，申請人に対し，平成27年10月９日付けで，根拠法令を「採石法第33条の４」，理由を「林地開発許可を受けることができないため」として，本件認可申請を不認可とする処分をした（27工第1535号。以下「本件不認可処分」という。甲５）。

⑶　本件裁定申請等

申請人は，平成27年11月24日，公害等調整委員会に対し，本件不認可処分に関し，法39条１項に基づき本件裁定申請をした。